

川越市総合計画審議会条例（原文縦書き）

（設置）

第1条 市長の諮問に応じ、総合計画（基本構想及び基本計画をいう。）の策定に関する基本的事項について審議するため、川越市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審議会は、委員30人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから必要の都度市長が委嘱する。

- (1) 市内の公共的団体等の代表者
- (2) 学識経験者

（任期）

第3条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、市長室政策企画課において処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則（昭和 5 7 年 4 月 1 日条例第 1 8 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例（昭和 4 3 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附 則（平成元年 6 月 2 4 日条例第 7 号）抄

- 1 この条例は、平成元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 2 3 条例第 1 ）抄

- 1 この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 1 年 3 月 1 9 日条例第 2 号）

この条例は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 5 年 3 月 1 8 日条例第 3 号）

この条例は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 6 年 7 月 1 2 日条例第 1 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。